

Nishihara

PR Magazine

July.2021

～星に願いを～



コロナが早く
落ち着き
ますように

みんなと
遊べますように

みんなの願いが
叶いますように



西原町
NISHIHARA TOWN

◆避難情報等発令基準が見直されました◆

＝避難勧告と避難指示の一本化＝

※避難勧告は廃止です。

【変更後】

～命の危険、直ちに安全確保～

警戒レベル 新たな避難情報等

5  **緊急安全確保**※1

きん きゅう あん ぜん かく ほ

〈警戒レベル4までに必ず避難！〉

【変更前】

これまでの避難情報等

災害発生情報
(発生を確認したときに発令)

～危険な場所から全員避難～

4  **避難指示**※2

ひ なん し じ

・避難指示(緊急)
・避難勧告

～危険な場所から高齢者等避難～

3  **高齢者等避難**※3

こう れい しゃ とう ひ なん

避難準備・
高齢者等避難開始

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではないので、発令を待ってはいけません。
※2 避難指示は、災害対策基本法改正前の避難勧告のタイミングで発令されます。
※3 警戒レベル3「高齢者等避難」は、高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

避難所に行くことだけが避難ではありません。『避難』とは、『難』を『避』けることです。

指定避難所への『立ち退き避難』

安全な親戚・知人宅への『立ち退き避難』

屋内安全確保『垂直避難』



【お問い合わせ】生活環境安全課 生活安全係 ☎098-945-5018

西原町がんばる事業者応援金給付について! 申請受付中

西原町では新型コロナウイルス感染症の影響に伴う沖縄県の緊急事態宣言等の影響により、売上高が減少した中小企業・個人事業主を支援するために、沖縄県の営業時間短縮要請の対象外となっている事業者に対して、応援金を給付しています。

【対象者】①令和2年1月1日時点で西原町内に主たる事業所を有し、今後も事業を継続する予定の者

②沖縄県営業時間短縮要請の対象外となっている中小企業・個人事業者

③新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年の1月から5月までのうち、任意の3ヶ月の売上高の合計が、前年同月の3ヶ月の売上高の合計と比べ20%以上減少している者。

【給付額】1事業者あたり、一律10万円(1事業者につき1回限り)

【申請期間】令和3年6月1日～令和3年8月31日まで

【申請方法】西原町ホームページをご覧ください。

町HP



【お問い合わせ】産業観光課 商工観光係 ☎098-945-4540

国民健康保険・後期高齢者医療 新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給について

期間が延長
されました

支給対象者 下記のすべての条件を満たす方

- ・国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療制度被保険者
- ・新型コロナウイルス感染症に感染、又は発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため労務に服することができなかった方
- ・勤務先から給与等の支払いを受けている方

支給対象日数 労務に服することができなくなった日から起算して4日目以降就労ができない日数

支給額計算 直近3か月間の給与収入等の合計額÷直近3か月間の就労日数×2/3×支給日数

適用期間 令和2年1月1日から令和3年9月30日の間で労務に服することができない期間

※ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで



【お問い合わせ】福祉保険課 国民健康保険係・後期高齢者医療係 ☎098-911-9163